



春の全国交通安全運動

連続メールマガジン 第5号

根絶！ 飲酒運転

～ 飲酒運転は、危険で悪質な犯罪行為です～

昨年、山口県内での飲酒運転の検挙数は255件で、そのうち宇部市内での検挙数は48件でした。

飲酒運転は「自分は大丈夫」「少しなら問題ない」という自分勝手な判断が招く、危険で悪質な犯罪行為です。社会的に飲酒運転根絶の声が高まり、運転者や周囲の人にも厳しい罰則が設けられましたが、未だに飲酒運転をするドライバーが後を絶ちません。

一人ひとりが「飲酒運転を絶対しない、させない」という強い意思を持ち、飲酒運転を根絶しましょう!

酒酔い運転をすると



5年以下の懲役又は
100万円以下の罰金
点数35点 免許取消し
(欠格期間3年)

酒気帯び運転をすると



3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
○ 呼気中アルコール濃度0.25mg/ℓ以上
点数25点 免許取消し(欠格期間2年)
○ 呼気中アルコール濃度0.15mg/ℓ以上0.25mg/ℓ未満
点数13点 免許停止(90日)

※上記は前歴及びその他の累積点数がない場合

運転をしなくても・・・

車両提供者



酒酔い運転
5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
酒気帯び運転
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者



酒酔い運転
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
酒気帯び運転
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

車両の同乗者



酒酔い運転
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
酒気帯び運転
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

厳罰!



実際に飲酒運転で検挙された人の その後の一例

- 仕事の解雇
- 大学の退学、内定の取消し
- 家庭崩壊(離婚、子供の非行)
- 職場や服役刑務所でのいじめ被害
- 子供の学校でのいじめ被害
- その地域で住めなくなり引っ越し
- 多額の借金
- 自殺

あなた自身や、あなたの配偶者、子供、友人、親戚が飲酒運転による交通事故の被害に遭ったとしたら。

あなたは相手を許せますか?

少しでも飲酒したら、絶対に運転はやめましょう。